

虎姫地区説明資料  
(平成25年12月1日)

# 流域治水の推進に関する条例案 説明会

滋賀県 土木交通部 流域政策局  
流域治水政策室

# 項目

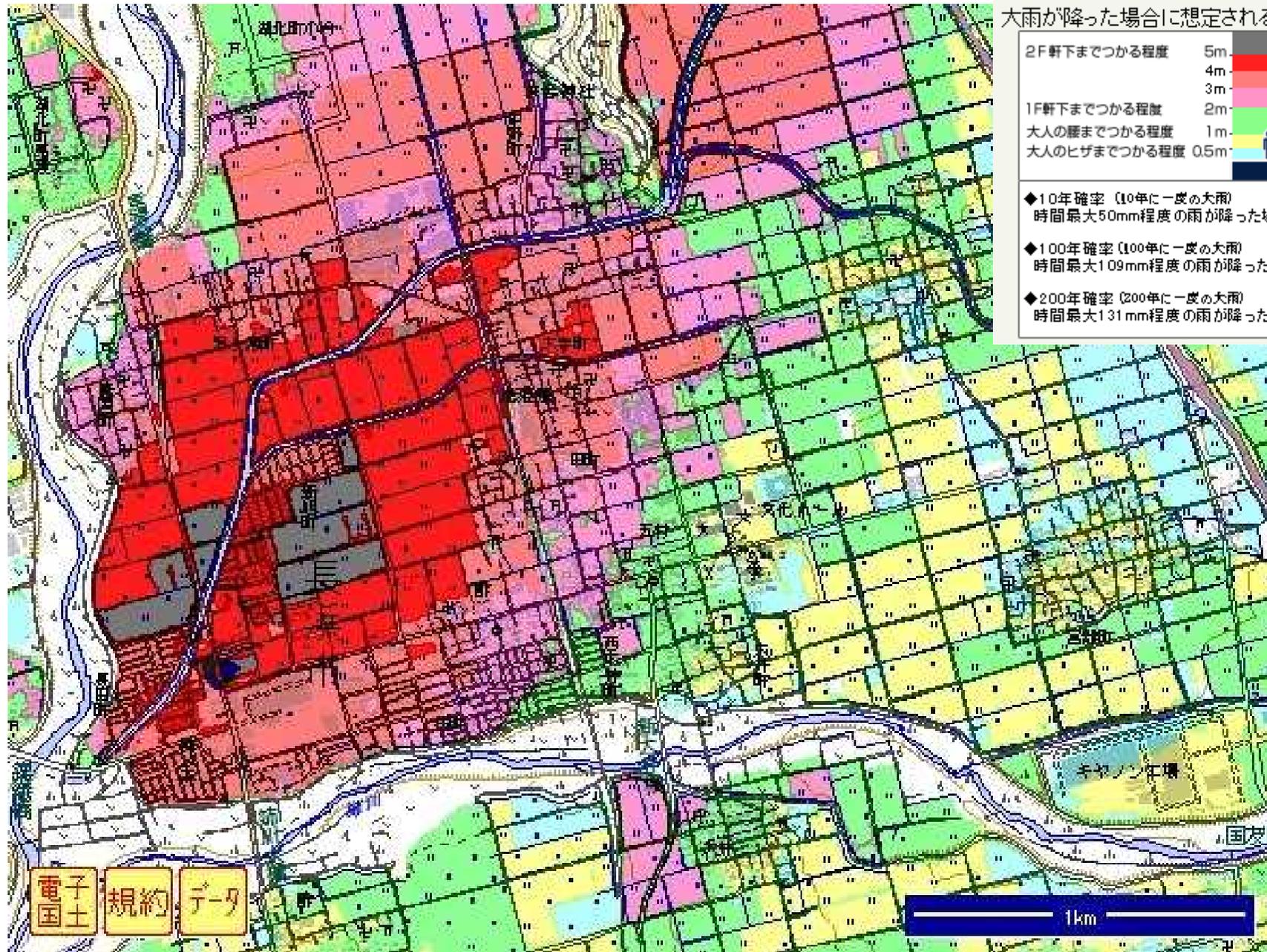
1. 虎姫地区の水害リスクとこれまでの取り組み
2. 流域治水条例案の概要
3. 流域治水条例案における「建築規制」とは

# 虎姫地区の水害リスクとこれまでの取り組み

# 長浜市洪水ハザードマップ



# 地先の安全度マップ

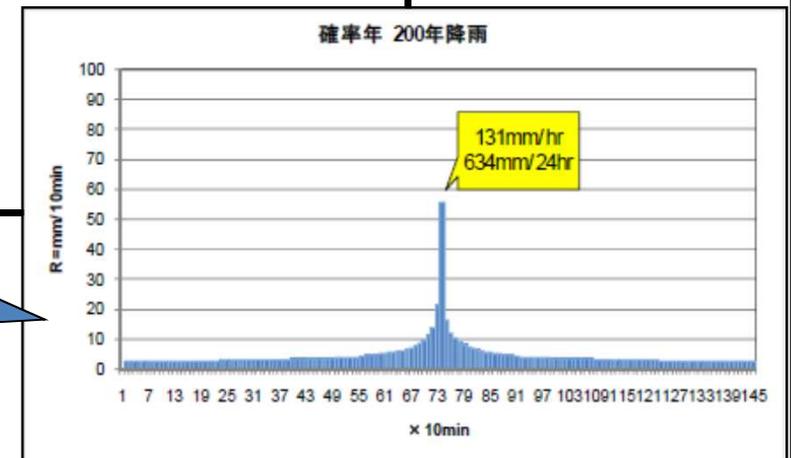


虎姫地区の水害リ  
スクについて  
シミュレーション映  
像をご覧ください。

雨の大きさ (確率で表現)	時間雨量	24時間雨量	
10年に1回	50mm	170mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、浸水対策として中小河川や下水道整備を進めている降雨規模</li> <li>・中小河川や水路があふれ、災害が発生するおそれがある</li> </ul>
100年に1回	109mm	529mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や下水道整備の規模を上回る降雨規模</li> <li>・大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要</li> </ul>
200年に1回 (最大規模の災害)	131mm	634mm	

平成25年台風18号  
(30～50年に1度の降雨)

このグラフのような雨を降らせるシミュレーションを行い、浸水被害を予測

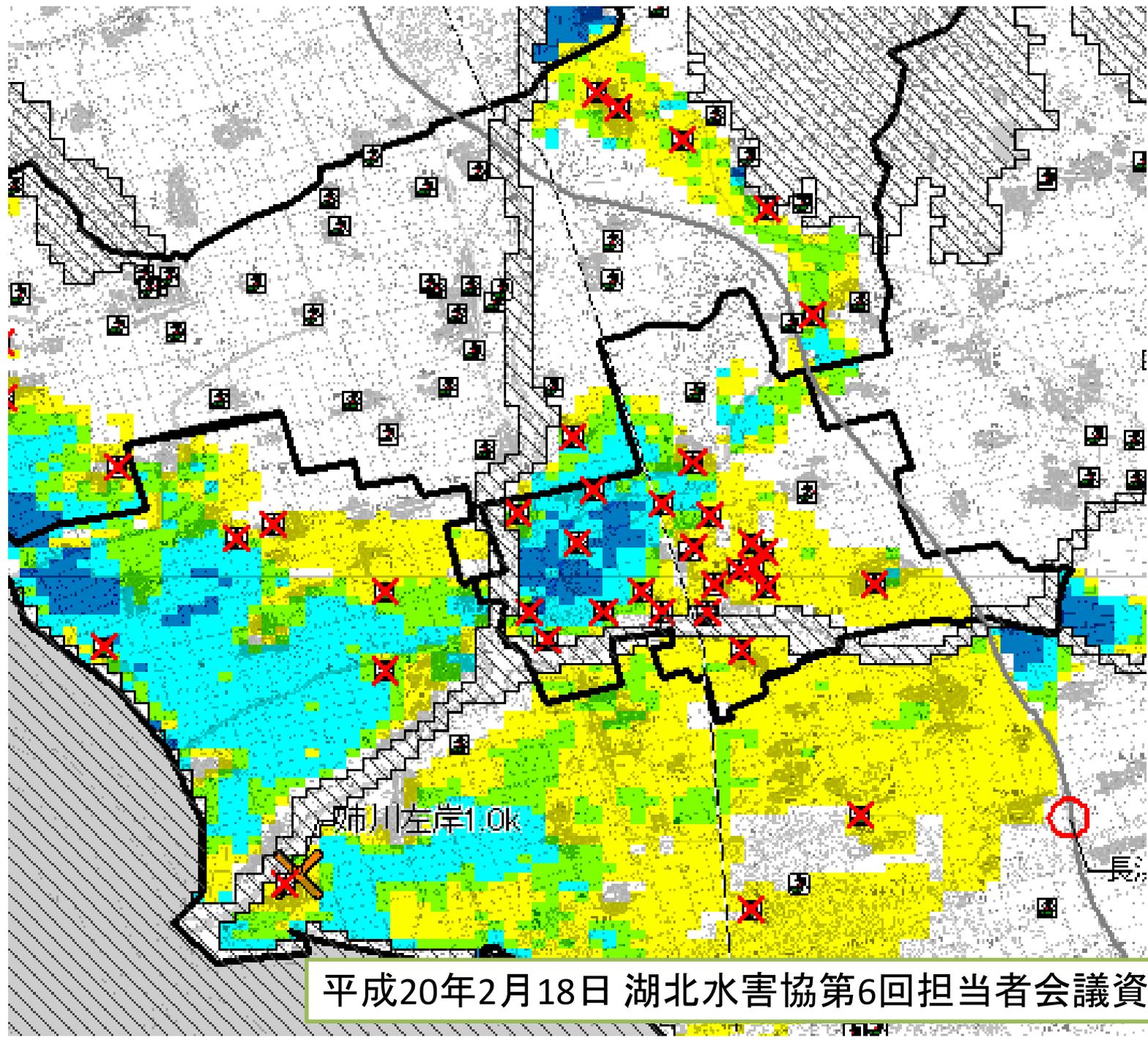


# どのような水害が起こるのでしょうか？

1. 内水（農業用水路、側溝等）の氾濫が開始
2. 田川が氾濫
3. 姉川・高時川が氾濫
4. 姉川・高時川の堤防に囲まれているため、田川カルバートからの流出量を超える分が湛水し、旧虎姫町域の大部分が浸水。
5. 降雨のピークから1日程度で浸水が解消。

# 浸水リスクへの取り組み①

- **平成19年6月** 姉川・高時川の「浸水想定区域図」公表
  - 100年に1度の大雨が降った場合、虎姫町の全域が浸水(一部は5m以上)するリスクが明らかに(田川の氾濫は考慮せず)
- **平成19年11月** 「湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」(湖北水害協)
  - 2市6町、国、県が参加
- **平成20年3月** 長浜ドームを広域避難所として利用する協定を締結



平成20年2月18日 湖北水害協第6回担当者会議資料より

# 浸水リスクへの取り組み②

11

- 平成20年5月 虎姫町洪水ハザードマップ公表
- 平成20年6月 虎姫町洪水避難訓練



約600名参加



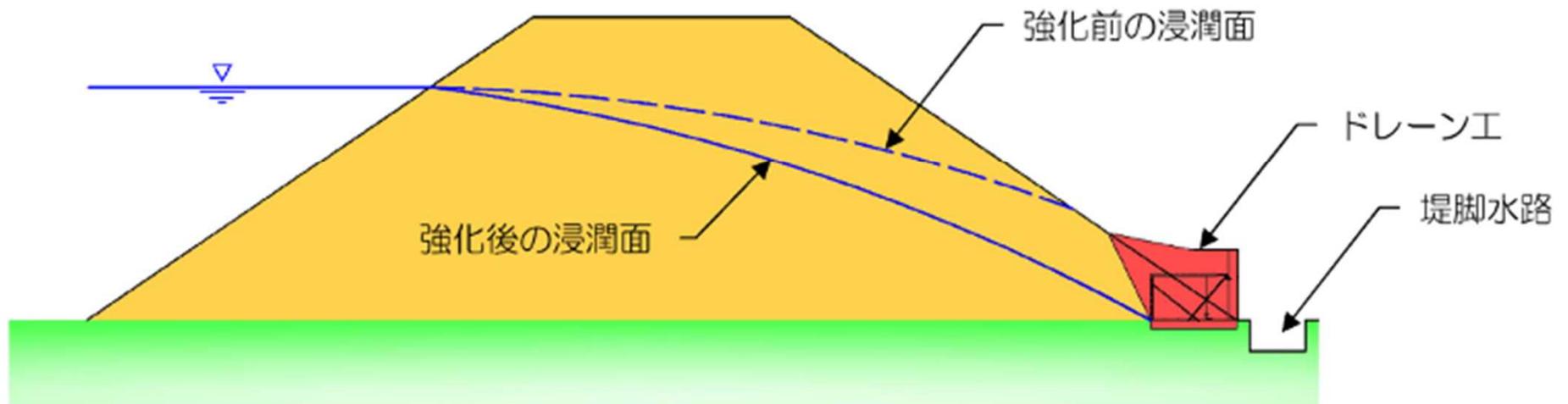
浸水した場合の歩行の困難さを体験する水中歩行訓練



## 浸水リスクへの取り組み③

- 平成20年度 姉川堤防強化
- 平成21年11月から 湖北水害協において「地先の安全度マップ」を使った検討の開始
  - 内水氾濫を考慮した避難計画の検討
  - 湖北水害協WG 大井町
- 平成22年2月 中日本高速道路株式会社と「包括的連携協定」を締結

## 堤防強化の例



# 流域治水条例案の概要

安曇川への排水路

くつき  
栲木野尻

浄化センター

民家

農地

安曇川

-  避難所
-  集谷場所等

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

2F軒下までつかる程度	5m
	4m
	3m
1F軒下までつかる程度	2m
大人の腰までつかる程度	1m
大人のヒザまでつかる程度	0.5m



電子  
国土  
規約  
データ

400m



『神戸市に住んでいた夫婦は、高島市に家を新築して引っ越してきた。川が近いことが気になったが、市に問い合わせると「大丈夫」と言われた。近所の人から「ここは昭和28年に水没した」と教えられたのは、避難後だった。』

平成25年9月15日(日)朝日新聞29面



# 流域治水政策のきっかけとなった 問題意識

20

1. 水害は、河川整備が進んだことで少なくなりつつあります。
2. ただ、災害には上限がなく、洪水リスクを完全になくすことはできません。施設整備のみに頼る治水には限界があります。
3. しかし、水害への危機意識や備えの重要性は、忘れられようとしています。
4. 河川整備だけでも、避難するだけでも命を守ることはできません。**できる対策をすべてとることが必要です。**

# 滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

## 目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

## 手段

- 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地での対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策  
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、  
治水ダム建設など



流域貯留対策  
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池  
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策  
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、  
土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育  
防災訓練、防災情報の発信など

# 滋賀県流域治水の推進に関する条例案の概要

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

## ◎総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

## ◎想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深（地先の安全度マップ）を設定  
おおむね5年ごとに設定・公表

実現

基礎資料

ながす

ためる

## ◎河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。  
河道の拡幅等を計画的・効果的に推進  
流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等  
当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

## ◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

## ◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水危険区域における建築規制  
区域の指定（200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域）  
建築の制限、許可の基準、建築物の調査、立入検査
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない（対策が講じられる場合を除く）
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

## ◎浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、必要な取組を検討

とどめる

そなえる

## ◎雑則

- ・財政上の措置
- ・市町条例との関係

## ◎罰則

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

地先の安全度マップの公表に伴い、田川について、新規に調査検討に着手しました。



田川カルバートの  
拡幅も検討します。



# 姉川護岸工事(左右岸)平成25年度実施

24

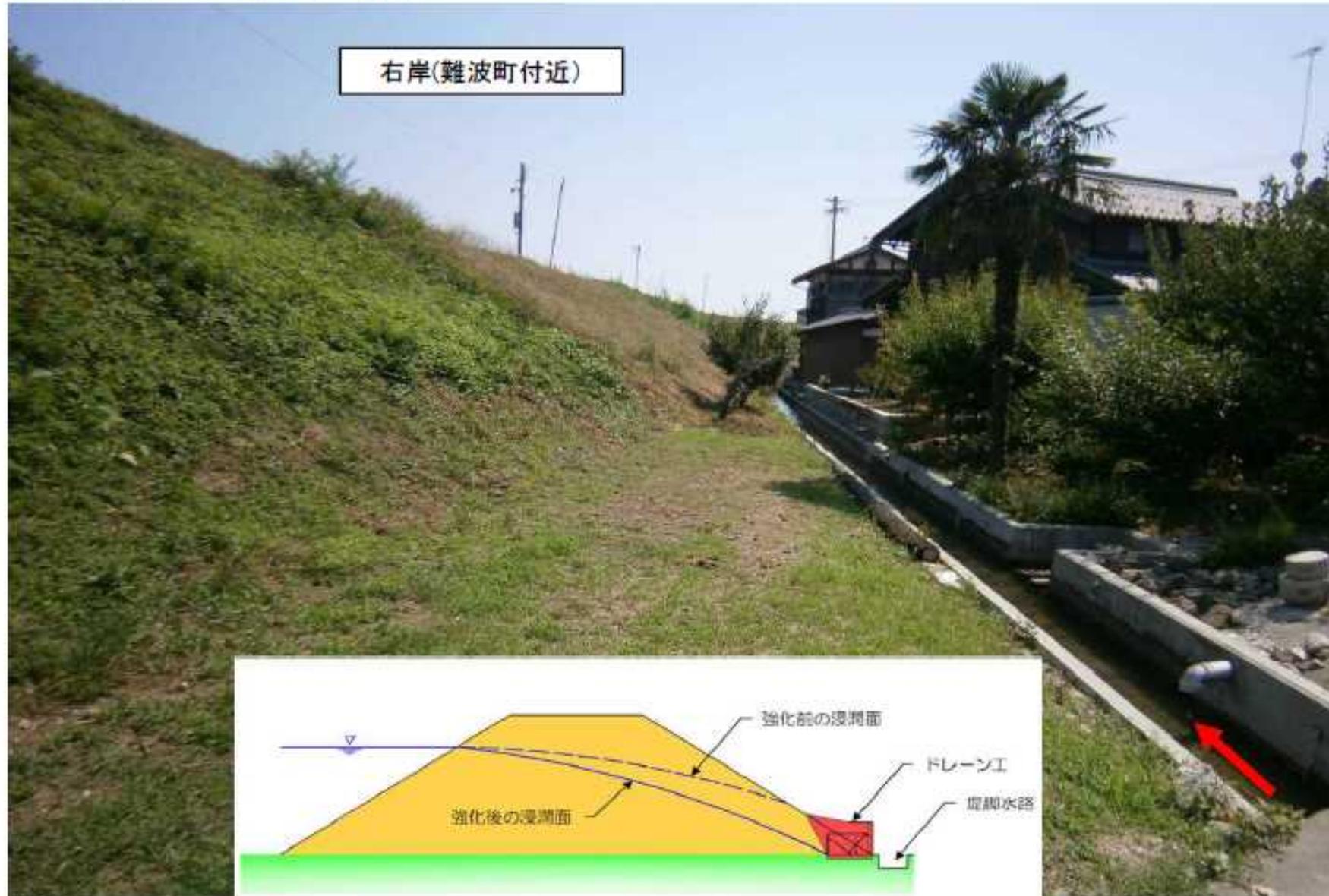
長浜市大井町

左岸82m 右岸L=224m



# 姉川、高時川堤防補強工事(右岸)

長浜市新居町～錦織町 右岸L=700m



# 姉川 竹木伐採工事 平成25年度実施

長浜市酢～大井町 伐採除根 面積50,000m<sup>2</sup>



# 姉川竹木伐採工事 平成24年度完了

長浜市酢から大井町地先 竹木伐採面積A=83,000m<sup>2</sup>



↑伐採前

伐採後↓



長浜市湖北町馬渡地先 竹木伐採面積A=46,000m<sup>2</sup>

伐採完了部分



# 田川 樹木伐採工事 平成25年度実施

長浜市長田から月ヶ瀬町地先 竹木伐採 L=1,000m



↑伐採前

長浜市新旭町地先 新赤目橋から下流

伐採後↓



# 田川 樹木伐採工事 平成25年度実施

長浜市長田から月ヶ瀬町地先 竹木伐採 L=1,000m



↑伐採前

長浜市月ヶ瀬町地先 川寄橋から上流

伐採後↓



# 田川 樹木伐採工事 平成25年度実施

長浜市長田から月ヶ瀬町地先 竹木伐採 L=1,000m



## 長浜市新旭町地先 七繩川合流点から下流



# 「ながす」対策と流域治水の目標

- 「ながす」対策の当面目標 = **全国標準**
  - 小河川 **10年確率 (時間雨量50mm)**の洪水
  - 大河川(姉川・高時川) 戦後最大洪水(おおむね **30年確率**程度)

を川の中に閉じこめる。

- 流域治水の目標
  - どのような洪水にあっても **→200年確率と設定**
  - ①人命が失われることを避け(最優先)
  - ②生活再建が困難となる被害を避ける

## 雨水貯留浸透対策を進めます

### ◇雨水貯留対策

公園、学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地に貯留するケースで、貯留箇所を低く掘り下げて水を溜める掘込み式、貯留箇所の周囲に堤防をつくって水を溜める築堤式、地下にコンクリート等の貯水槽を設置して水を溜める地下式、建物を高床にして、その下に水を溜めるピロティ式等の方法があります。



□ グランドに周囲堤を設けた窪地貯留と地下貯留槽の併用：富士市立岩松北小学校（静岡県富士市）

(出典：東近江市HP 住宅用雨水貯留施設設置奨励金制度) →



### ◇地下浸透対策

□ 庁舎前広場に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ等を配置：向日市役所（京都府向日市）

向日市では、市役所の敷地に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチなどを設置し、市役所からの流出量ゼロを目標にしています。また、市民の目にふれやすい場所に施設を設置することで、雨水貯留浸透事業の必要性や有効性をアピールし、その普及促進効果もねらっています。



大型浸透ますの施工状況



完成した透水性舗装

(出典：(社)雨水貯留浸透技術協会「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」)

# そなえる

## 何があっても命をまもる仕組み

川があふれる前に  
避難する体制づくり



危険個所の確認(大井町)

洪水時に地域が注視している箇所情報 長浜市大井町(大井橋)

ここは姉川において、洪水時に地域が注視している箇所です。

■大井橋(当該地点)と国友橋(水位観測所)の水位を関連付けた表

大井橋橋台上端から水面までの距離	国友橋(水位観測所)水位	
0.0m	2.9m	0.5m下がり
0.0m	2.6m	1.0m下がり
1.0m	2.3m	1.5m下がり
1.1m	2.0m	2.0m下がり
1.5m	2.0m	2.5m下がり
1.8m	1.8m	3.0m下がり
2.0m	1.7m	3.5m下がり
2.1m	1.6m	
2.5m	1.3m	
3.0m	1.0m	

【問い合わせ】  
国土交通省 国土政策課 河川課 河川課長 電話 03-44-84-6830  
国土交通省 国土政策課 河川課 河川課長 電話 03-44-84-6830  
国土交通省 国土政策課 河川課 河川課長 電話 03-44-84-6830

量水標・水位看板(大井町)



まるごとまちごとハザードマップ設置  
(米原市村居田)

## とどめる

流域治水条例案における  
「建築規制」とは？

# 「そなえる」と「とどめる」

**そなえる**

(条例案第6章)

洪水が起こる前に逃げる。

避難場所＝学校、公民館等

絶対に逃げ遅れることはないか？  
逃げ遅れたらどうするか？

**とどめる**

(条例案第5章)

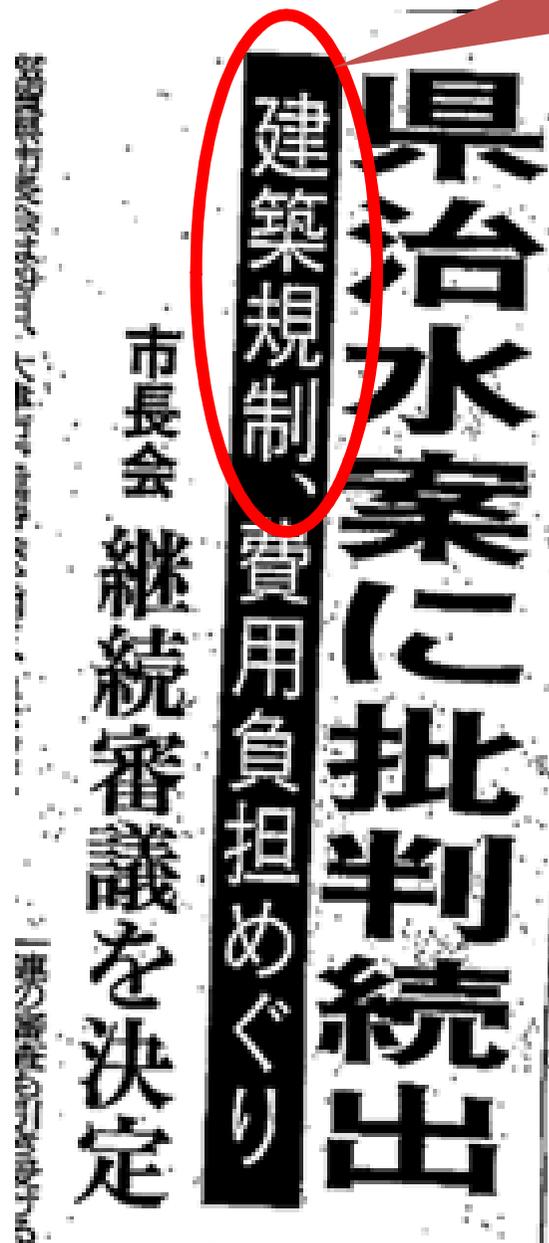
洪水が起こってから逃げる。

避難場所＝自宅の2階、家の周りが水につき始めてからでも駆け込める距離の場所

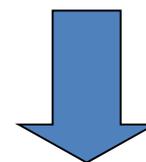
**支援するための制度**

適切なタイミングで適切な場所に逃げる避難体制をつくる。

## 「建築規制」とは？



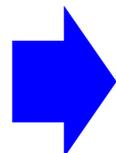
- 条例案上は「建築規制」「建築制限」と表現しています。



- 水害リスクの高い地域では、安全に住み続けるために、建築物の構造や地盤の高さに、条件をつけさせていただく。
- 「安全な住まい方への確実な誘導」

新たに分かった  
リスクに対応

洪水



流域治水  
条例案



リスクに対応する  
ための支援制度

新しい建物

=新しい基準に  
則った建物

古い建物

=建替え時に  
対応

# 「安全な住まい方」とは

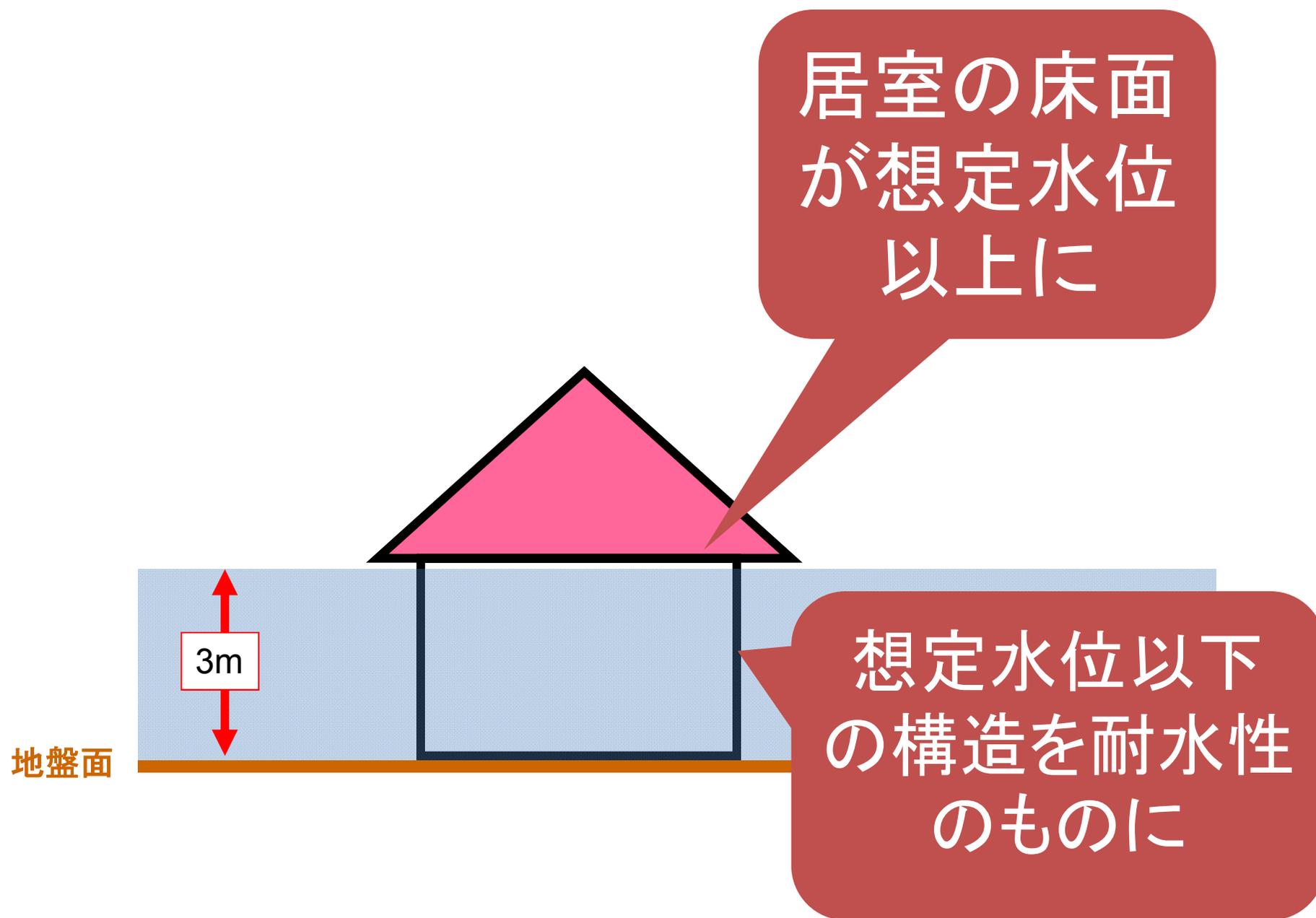
平成22年撮影

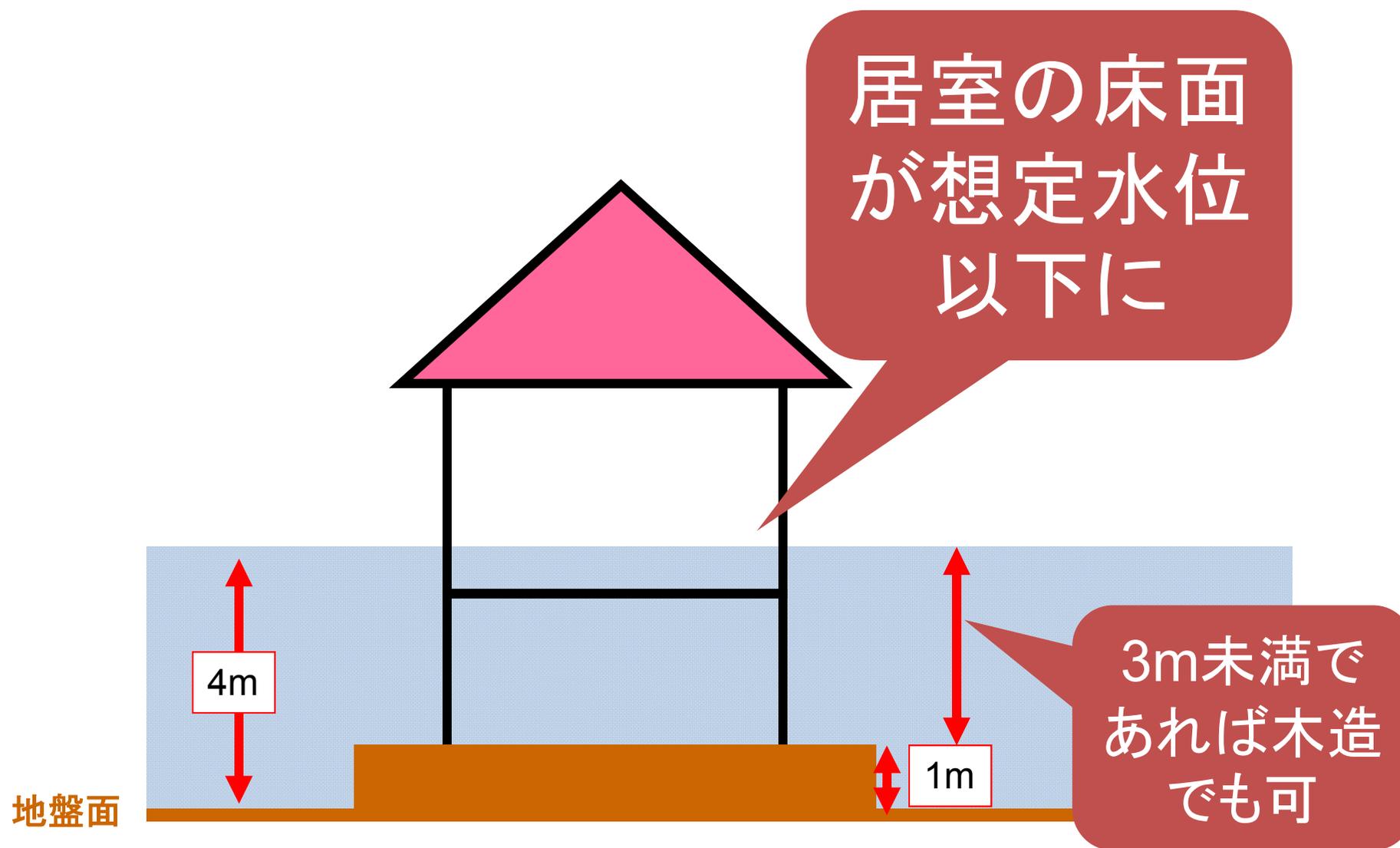


○ 2階建て家屋は  
避難空間を確保

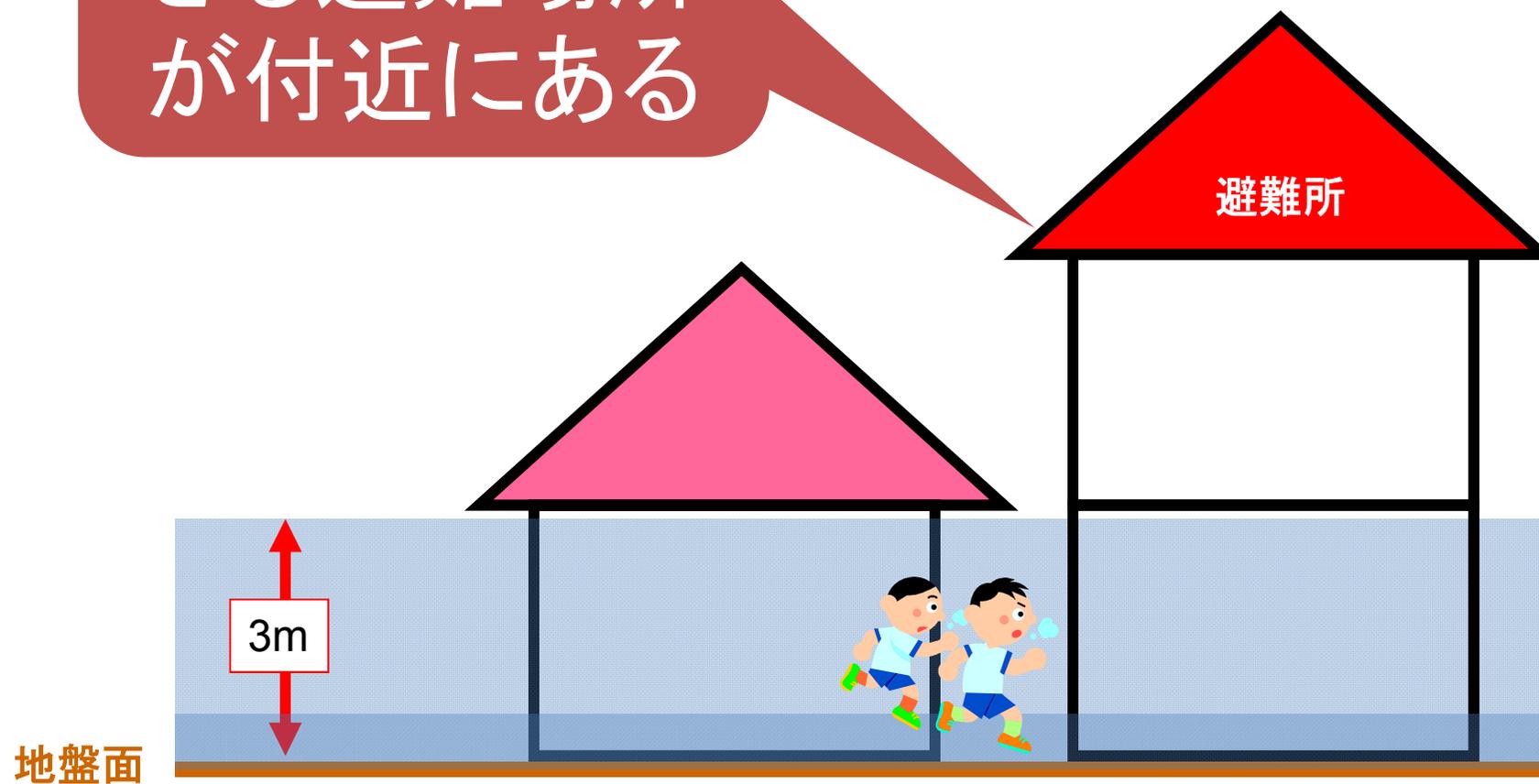
× 平屋家屋は軒下  
まで水没

昭和34(1959年)伊勢湾台風  
滋賀県近江八幡市水荃町





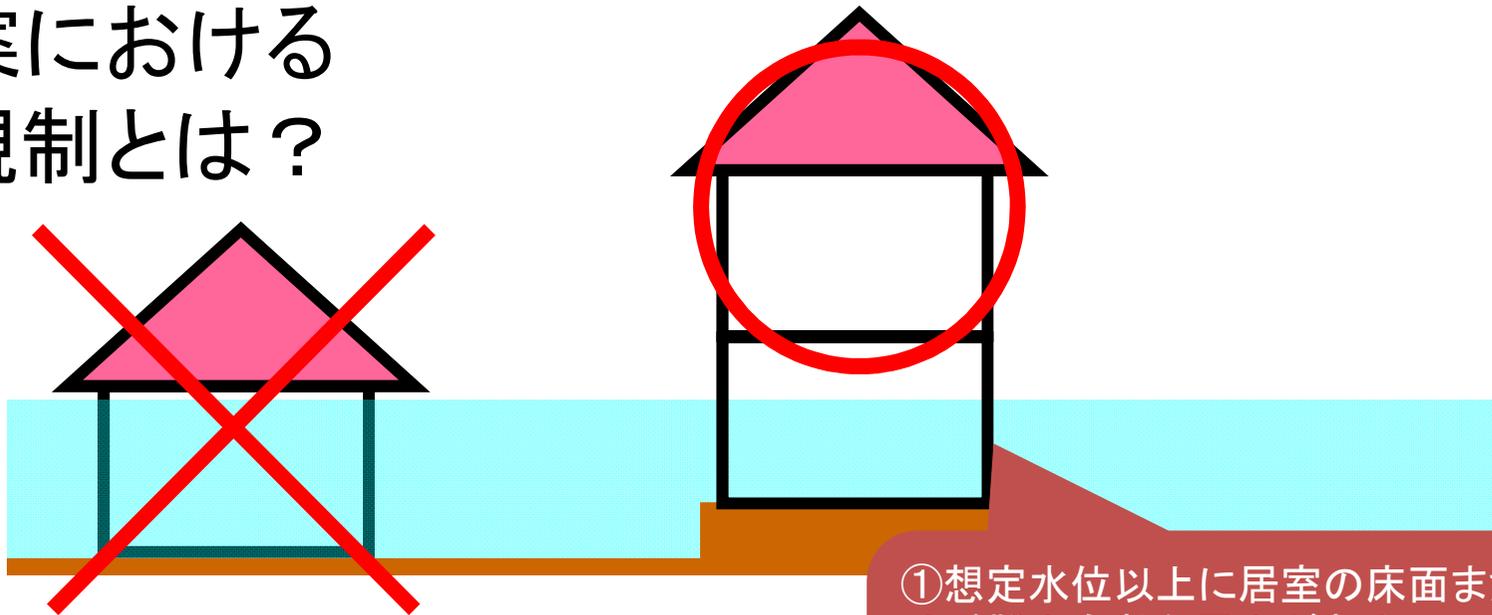
確実に避難できる避難場所が付近にある



# 条例案における 建築規制とは？

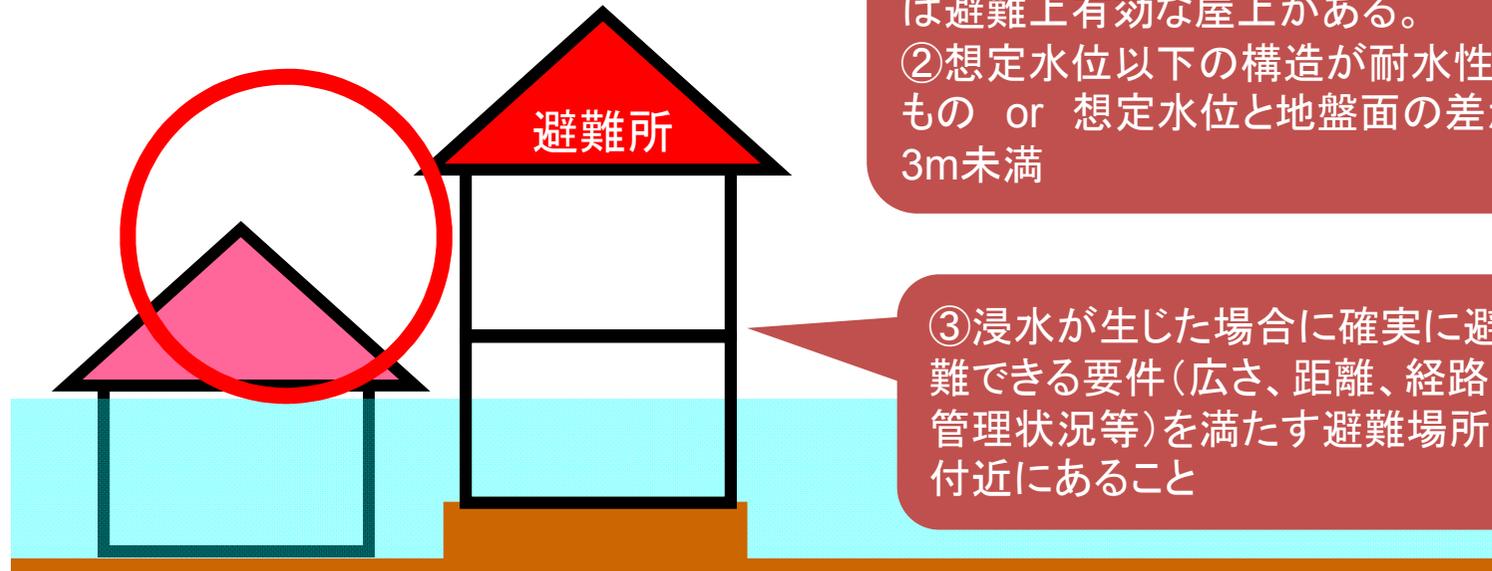
想定水位

地盤面



想定水位

地盤面



建築規制とは知事が①～③の内容を確認する制度です。

## ①建物で対応

どちらか

45  
A.水がくる高さ以上に、  
避難できる場所があ  
る。

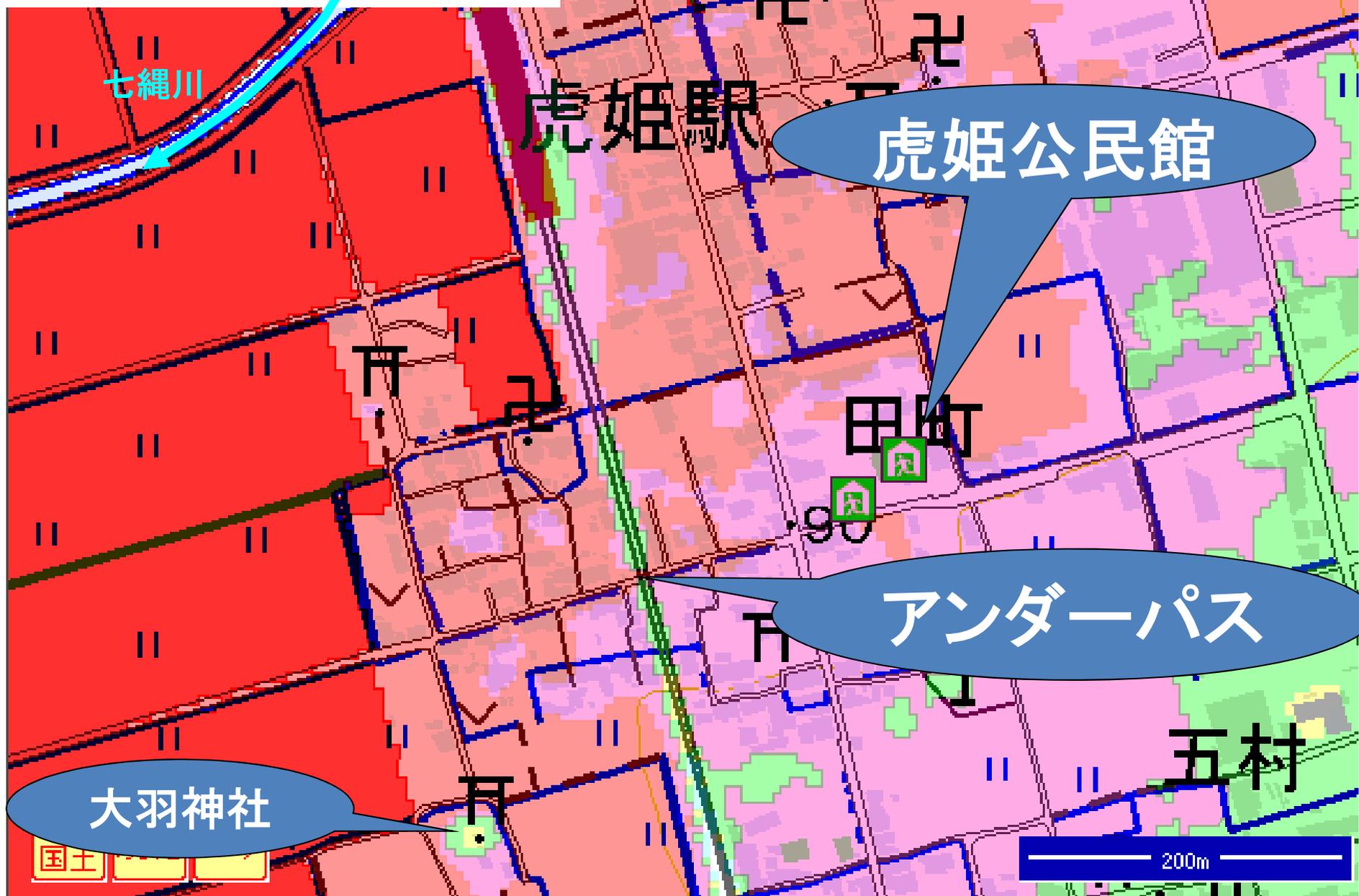
プラス

B.木造の場合は、建  
物が水がつく高さは、  
3m未満

## ②避難場所 で対応

家の周りが水につき  
始めてからでも、駆け  
込める距離に避難場  
所がある。

大寺町 七繩川北南側  
田町



Q. 建築制限のかかる区域に住んでいる場合、移転しないといけないのか。

A. 安全に住み続けていただけのために制度をつくっています。

Q. 建築制限のかかる区域では、新しい住宅は建築できないのか。

A. できます。

ただし、住宅と社会福祉施設等は、安全に住むための条件をクリアしてください。

※販売所、工場等はいままでどおり建築できます。

Q.すでに建っている住宅はすぐに建て替えないといけないのか。

A.将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。

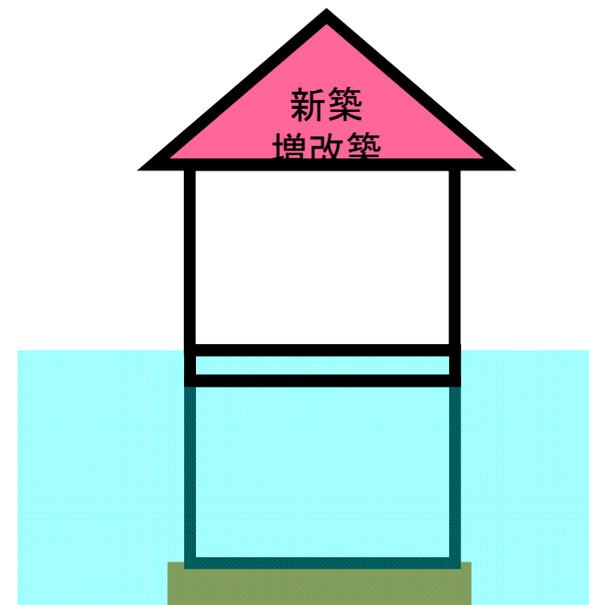
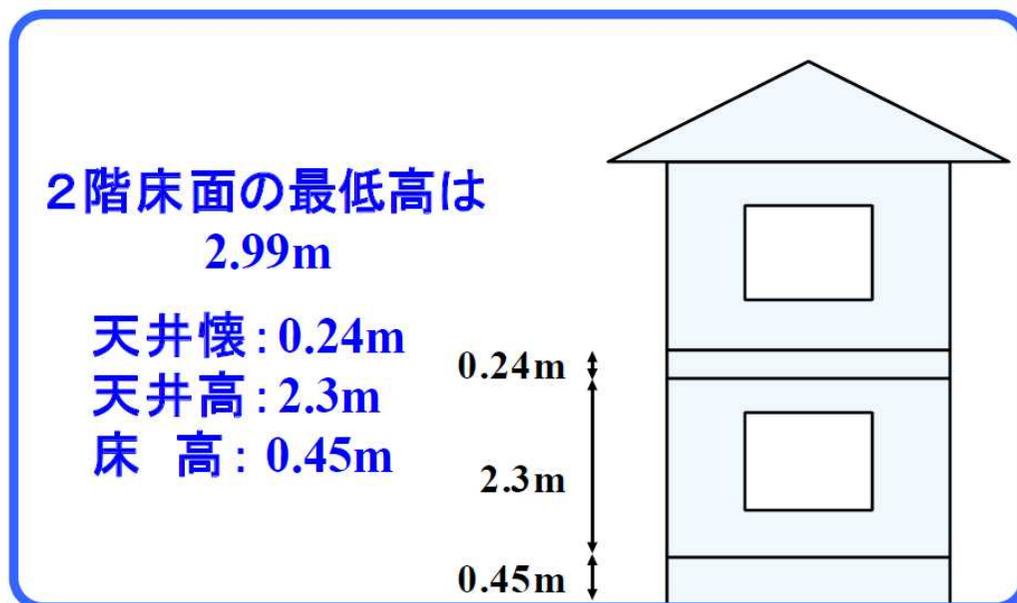
Q.3mも嵩上げしたら住めないの  
ではないか。

A.2階建ての住宅を、想定浸水深  
が3mの区域に建てる場合、必  
要な嵩上げ高は2センチメー  
トル。

# どれだけ嵩上げする必要があるの？

(=2階の床面を想定水位より高くする)

日本の二階建て家屋の床面最低高は2.99m



- ① 1階床高は建築基準法により0.45m以上
- ② 1階天井高は9割以上が2.3m以上
- ③ 天井懐は、低く設計しても0.24m
- ④ ①～③の合計は2.99m $\div$ 3.0m

[洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)p13

平成25年3月 国土交通省]

想定水位	嵩上げ高
3mの場合	0.02m
4mの場合	1.02m

虎姫地区の3m以上浸水予想区域  
=約258.25ha

水田・畑  
=約132.75ha

水田・畑以外  
=約125.5ha

3.5m未満  
=約63ha

3.5m-4mまで  
=約37.25ha

4m-5mまで  
=約25.25ha

5m以上  
=0ha

1m前後までの嵩上げ

- ・建物がある区域の50%以上
- ・新しい2階建てであれば嵩上げ不要／少しの嵩上げ

2m前後までの嵩上げ

避難場所整備を検討



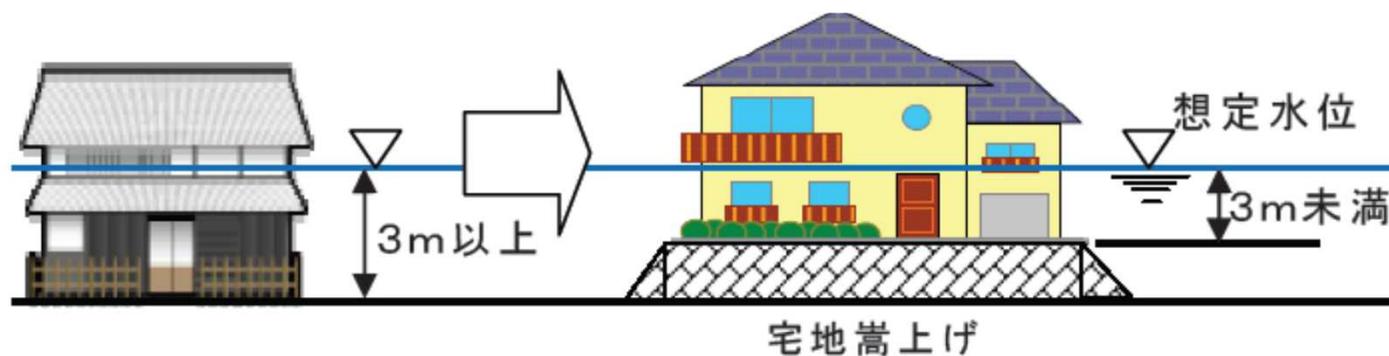




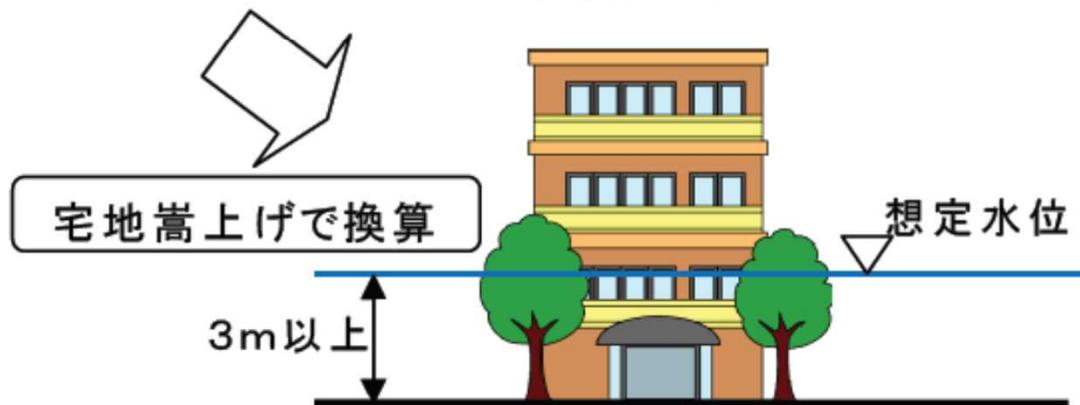
# 浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方

## への支援制度(検討中)

- 宅地嵩上げ浸水対策促進事業
  - 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成

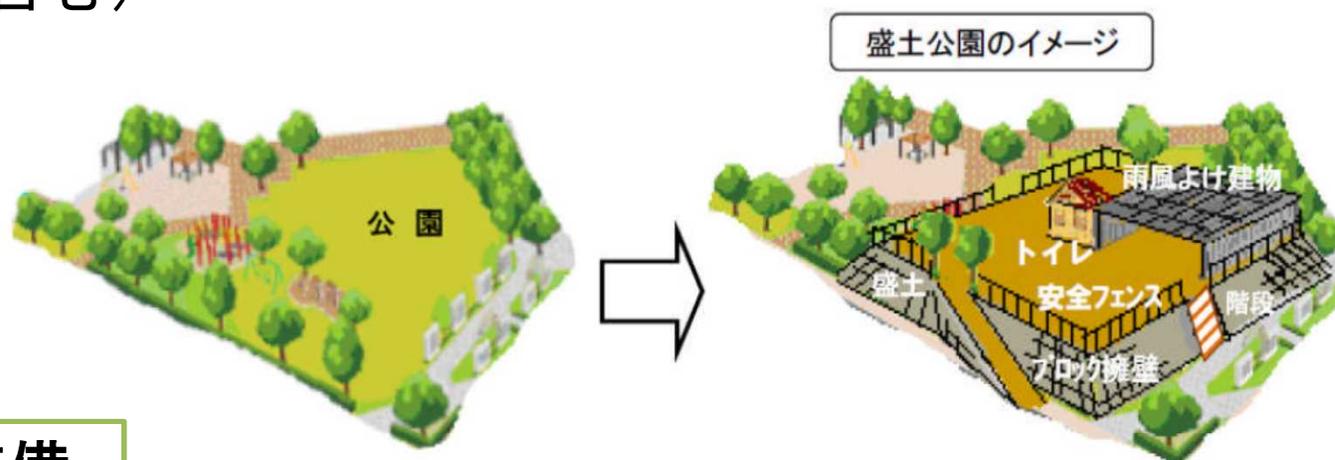


県から嵩上げにかかった費用の1/2、上限400万円を助成

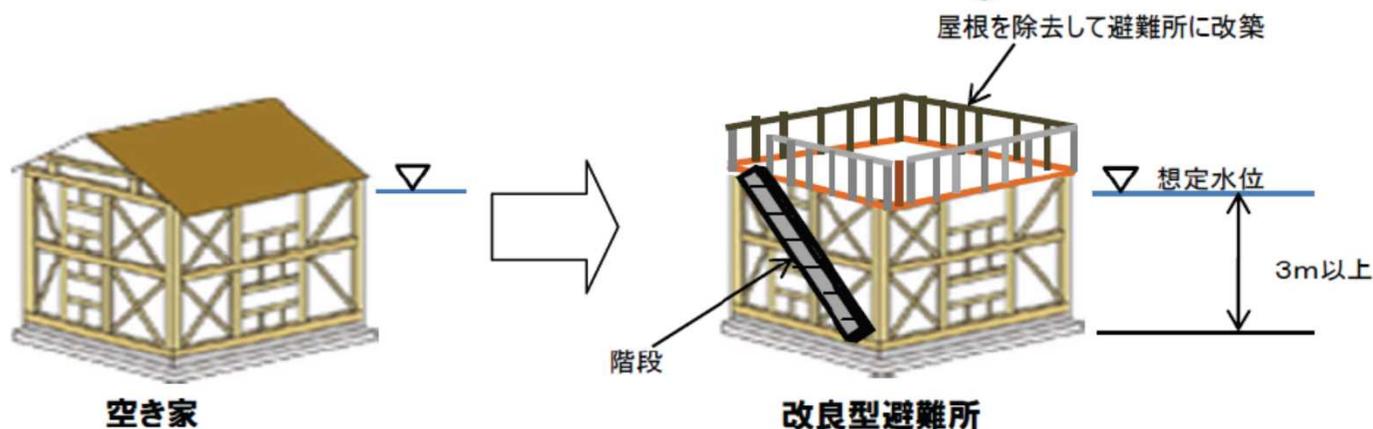


# 浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方 への支援制度(検討中)

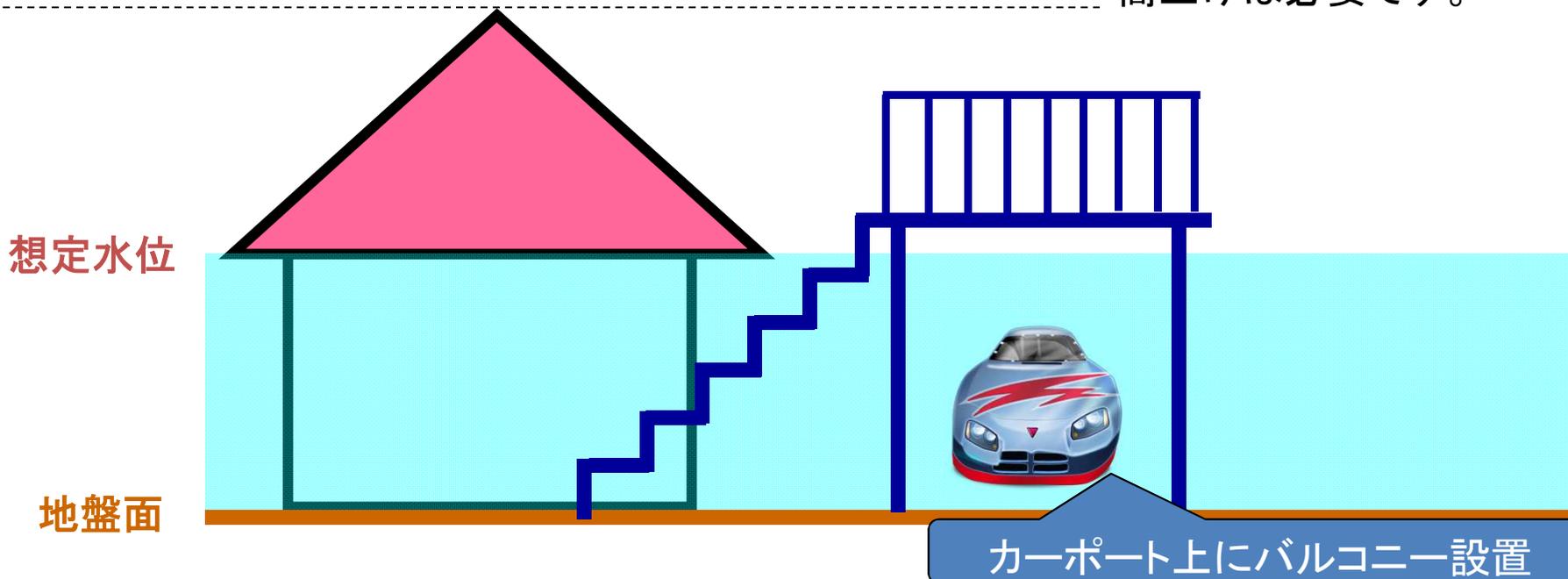
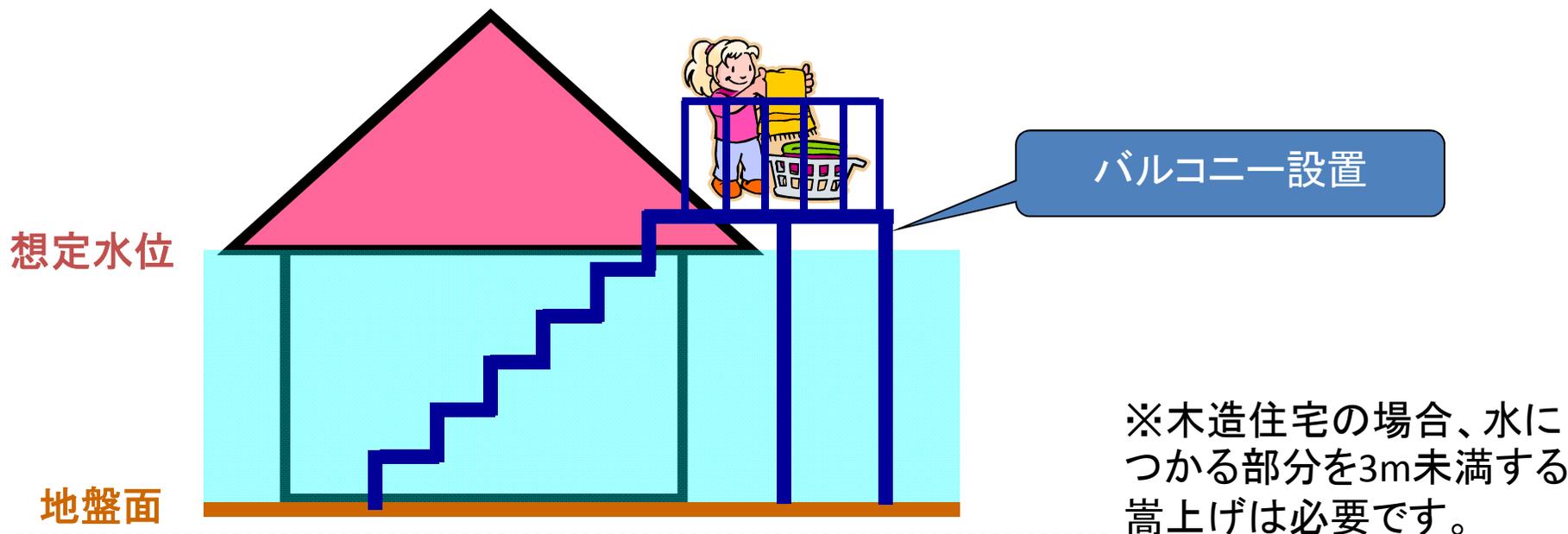
- 避難場所整備事業
  - 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)



行政が整備



# 平屋建てにおける安全空間の確保例



Q. 条例ができたなら、すぐに区域指定されるのではないか。

A. かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。

# 条例制定

## 水害に強い地域づくり協議会

避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討



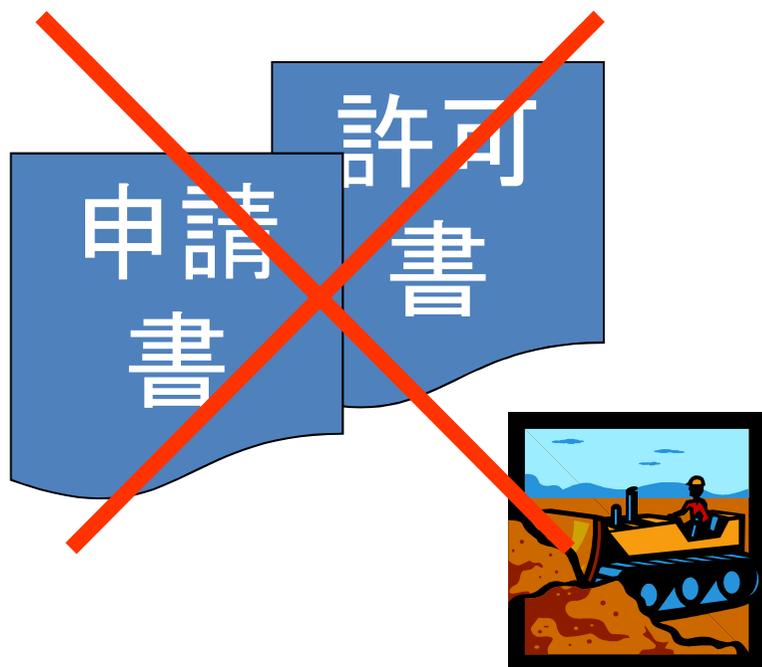
# 区域指定

Q. 建築制限のかかる区域に住んでいる場合、住んでいるだけで罰則がかかると聞いたが本当か？

A. 新築・増改築の際に、必要な手続きをとらなかった等の場合にのみ、条例および建築基準法の罰則・過料の対象となる可能性があります。

# 罰則となる場合

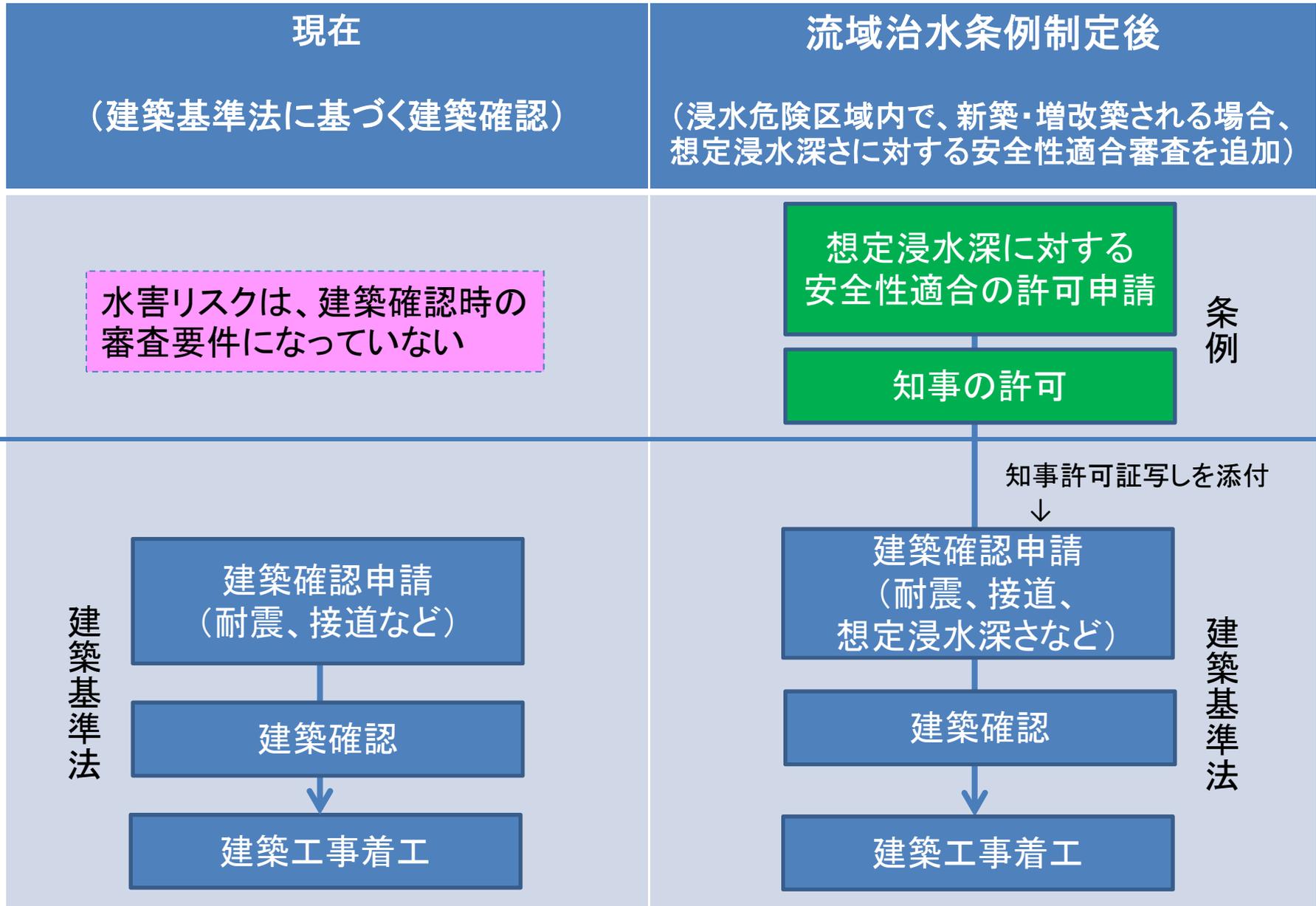
許可を受けずに建築物を建築・工事に着工した場合



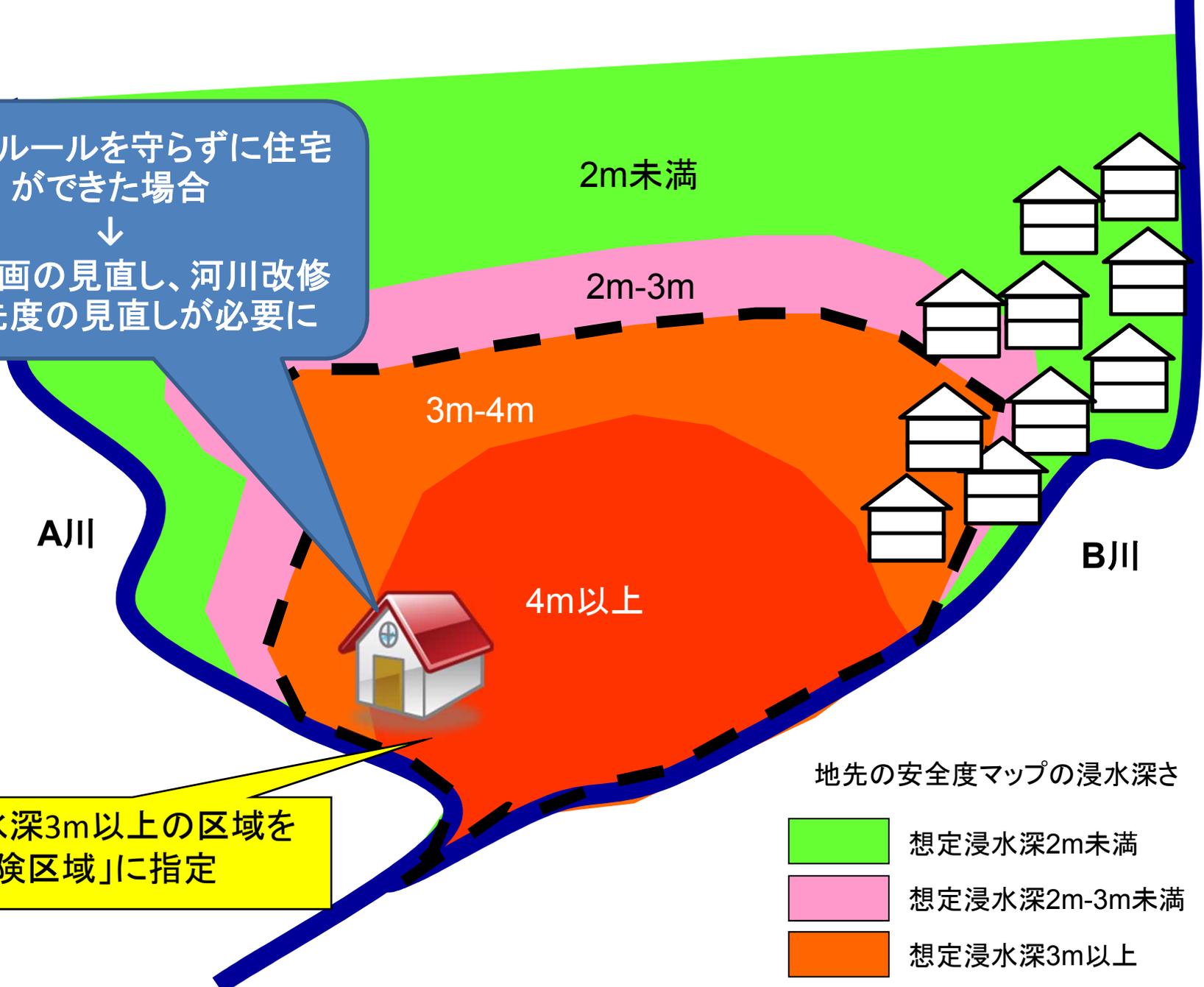
虚偽の申請・報告・届出・答弁をした場合



# 建物を建てる際の手続



地域のルールを守らずに住宅  
ができた場合  
↓  
避難計画の見直し、河川改修  
の優先度の見直しが必要に



想定浸水深3m以上の区域を  
「浸水危険区域」に指定

地先の安全度マップの浸水深さ

- 想定浸水深2m未満
- 想定浸水深2m-3m未満
- 想定浸水深3m以上